

目次

第一章 総則（第一条—第七条）	第二章 設立（第八条—第十三条）	第三章 代表者会議（第十四条—第十六条）	第四章 役員及び職員（第十七条—第二十七
第五章 業務（第二十八条—第三十二条）	第六章 財務及び会計（第三十三条—第四十九	条）	条）
第七章 雑則（第五十条—第五十二条）	第八章 罰則（第五十三条—第五十五条）	附則	附則
（目的）	第一章 総則	（登記）	十二 第五十二条第一項に規定する費用の負担
第一条 地方公共団体金融機関は、地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体に対しその地方債につき長期かつ低利の資金を融通するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達に関する支援を行い、もつて地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。	（法人格及び住所）	二 前項の規定により登記をしなければならない者に對抗することができない。	に關する事項
第二条 地方公共団体金融機関（以下「機構」という。）は、法人とする。	（登記人）	三 機構の定款の変更は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。	九 財務及び会計に關する事項
2 機構の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。（数）	（設立）	四 十一 公告及び公表の方法	十 定款の変更に關する事項
第三条 機構は、一を限り、設立されるものとする。（資本金）	（設立の登記）	十二 第五十二条第一項に規定する費用の負担に關する事項	十一 公告及び公表の方法
第四条 機構の資本金は、その設立に際し、地方公共団体が出資する額の合計額とする。	（設立）	（登記）	十二 第五十二条第一項に規定する費用の負担に關する事項
2 機構は、必要があるときは、その資本金を増加することができる。	（設立の登記）	（登記）	十二 第五十二条第一項に規定する費用の負担に關する事項
3 地方公共団体以外の者は、機構に出資することができない。（定款）	（設立の登記）	（登記）	十二 第五十二条第一項に規定する費用の負担に關する事項
第五条 機構は、定款をもって、次に掲げる事項を定めなければならない。	（設立の認可等）	（登記）	十二 第五十二条第一項に規定する費用の負担に關する事項
一 目的	（設立の認可等）	（登記）	十二 第五十二条第一項に規定する費用の負担に關する事項
二 名称	（設立の認可等）	（登記）	十二 第五十二条第一項に規定する費用の負担に關する事項
三 事務所の所在地	（設立の認可等）	（登記）	十二 第五十二条第一項に規定する費用の負担に關する事項
四 資本金、出資及び資産に關する事項	（設立の認可等）	（登記）	十二 第五十二条第一項に規定する費用の負担に關する事項
五 代表者会議の委員の定数及び任期、議決の方法その他の代表者会議に關する事項	（設立の認可等）	（登記）	十二 第五十二条第一項に規定する費用の負担に關する事項

六 役員の定数、任期、職務の分担その他の役員に關する事項
七 業務及びその執行に關する事項
八 経営審議委員会の委員の定数その他の経営審議委員会に關する事項
九 財務及び会計に關する事項
十 定款の変更に關する事項
十一 公告及び公表の方法

十二 第五十二条第一項に規定する費用の負担に關する事項
十三 機構の定款の変更は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
（登記）

- 5 4 監事は、機構の業務を監査する。
- 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、代表者会議、理事長又は総務大臣に意見を提出することができる。
- 6 理事長は、代表者会議に出席し、意見を述べることができる。
- (役員の任命)
- 第十九条** 理事長及び監事は、代表者会議が任命する。
- 2 副理事長及び理事は、理事長が代表者会議の同意を得て任命する。
- 3 代表者会議又は理事長が役員を任命したときは、遅滞なく、その氏名及び住所を総務大臣に届け出なければならない。
- (役員の任期)
- 第二十条** 役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることができる。
- (役員の欠格条項)
- 第二十一条** 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。
- 一 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）
- 二 代表者会議の委員
- (役員の解任)
- 第二十二条** 代表者会議又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号に掲げる者となつたときは、その役員を解任しなければならない。
- 1 この法律若しくはこの法律に基づく命令又は定款に違反したとき。
- 2 刑事事件により有罪の言渡しを受けたとき。
- 3 破産手続開始の決定を受けたとき。
- 4 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- 理事長は、前項の規定により副理事長又は理事長を解任しようとするときは、代表者会議の同意を得なければならない。
- 4 代表者会議又は理事長が役員を解任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。(役員の兼職禁止)
- 第二十三条** 役員は、當利を目的とする団体の役員となり、又は自ら當利事業に従事してはならない。

- 5 4 ない。ただし、代表者会議の承認を受けたときは、この限りでない。
- (代表者の行為についての損害賠償責任)
- 第二十四条** 機構は、理事長又は副理事長がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。
- 第二十五条** 機構と理事長又は副理事長との利益が相反する事項については、理事長及び副理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が機構を代表する。
- (職員の任命)
- 第二十六条** 機構の職員は、理事長が任命する。
- (役員及び職員の公務員たる性質)
- 第二十七条** 機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
- 第五章 業務**
- (業務の範囲)
- 第二十八条** 機構は、第一条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。
- 一 地方債（地方財政法（昭和二十三年法律第一百九号）第五条の三第一項の規定による協議において同意を得、又は同法第五条の四第一項若しくは第三項から第五項まで若しくは地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第十三条第一項において同意を得、又は同法第五条の四第一項若しくは第三項から第五項まで若しくは地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第十三条第一項に規定する許可を得た地方債に限る。以下この章において同じ）のうち公営企業（主として事業の経費を当該事業の經營に伴う収入をもつて充てる事業をいう。以下同じ。）に係る地方債以外のものの資金の貸付け又は証券発行の方法による当該地方債の応募

- 二 公営企業に係る地方債のうちいかからまで掲げる事業に係るものとの資金の貸付け又は証券発行の方法による当該地方債の応募
- イ 水道事業
- ロ 交通事業
- ハ 病院事業
- 二 下水道事業
- 本 公営住宅事業（地方公共団体が自ら居住するため住宅を必要とする者に対し賃貸業及びこれに附帯する事業をいう。）
- ヘ イからホまでに掲げるもののほか、政令で定める事業
- 3 ない。
- (業務の重點化等)
- 第三十条** 公営企業に係る機構の業務のうち第二十八条第一項第二号への政令で定める事業に係るものについては、機構の業務が地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するものであることにかんがみ、地方公共団体による資本市場からの長期かつ低利の資金の調達状況等を勘案し、機構の業務の重点化を図る観点から、段階的な縮減を図るものとする。
- 2 機構は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）第三十八条第二項の規定による

- 3 地方公共団体の一時借入金のうち公営企業に係る一時借入金以外のものの資金の貸付け
- 4 公営企業に係る一時借入金のうち第二号イからホまでに掲げる事業に係るものとの資金の貸付け
- 5 前項の規定は、内外の金融秩序の混乱、経済事情の変動等により地方公共団体の財源が不足する場合において地方公共団体が当該不足額をうめるために起こそ地方債については、適用しない。
- 6 報の提供、助言その他の支援
- 7 前号に掲げる業務に附帯する業務
- 八 機構は、前項第一号及び第二号に掲げる業務を行なう場合において、当該地方債について地方財政法第五条の三第一項の規定による協議において同意を得、又は同法第五条の四第一項若しくは第三項から第五項まで若しくは地方公共団体の財政の健全化に関する法律第十三条第一項に規定する許可を得るまでの間ににおいて特別の必要があり、かつ、当該同意又は許可を得ることの見込みが確実であるときに限り、当該同意又は許可に係る地方債の額を限度として、資金の貸付けをすることができる。
- (業務の遂行に関する基本的事項)
- 第二十九条** 機構は、前条第一項第一号から第四号まで及び第二項の規定により行う資金の貸付けの利率並びに同条第一項第一号及び第二号の規定により応募する地方債の利回りについて、地方公共団体の機構以外の者からの資金調達の条件を勘案し、かつ、機構の収入が支出を償うに足るよう定めなければならない。
- 2 機構は、各地方公共団体における財政状況及び資金調達の能力並びに各地方公共団体の資金調達がその財政に与える影響を適切に勘案した資金の融通を行うことにより、第一条に規定する目的を十分に達成するよう努めなければならない。
- 3 機構は、第一項の届出をしたときは、遅滞なく、その業務方法書を記載すべき事項は、総務省令で定める。
- 4 機構は、第一項の届出をしたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。
- (業務方法書)
- 第三十二条** 機構に、経営審議委員会を置く。
- 2 経営審議委員会は、定款で定める数の委員をもって組織する。
- 3 委員は、地方行政、経済、金融、法律又は会計に関する高い識見を有する者その他の学識経験のある者のうちから、代表者会議が任命する。
- 4 委員は、代表者会議の委員又は機構の役員と兼任することができる。
- 5 理事長は、次に掲げる事項について、経営審議委員会の意見を聴かなければならぬ。
- 一 業務方法書の作成又は変更
- 二 予算及び事業計画の作成又は変更
- 三 決算
- 4 による地方債の資金の貸付け又は証券発行の方法による地方債の応募の条件その他当該貸付け又は応募の実施に係る基本的な事項
- 5 一時借入金の資金の貸付けの条件その他当該貸付けの実施に係る基本的な事項
- 六 その他定款で定める事項
- 6 理事長は、第十五条第一項第二号から第四号までに掲げる事項について、代表者会議の議決を求めるときは、経営審議委員会が前項第一号から第三号までに掲げる事項について同項の規定により述べた意見を報告しなければならない。
- 7 経営審議委員会は、第五項に定めるもののほか、機構の業務について、理事長の諮問に応

(地方公共団体健全化基金)
第四十六条 機構は、地方債の利子（住民生活の基盤の整備のために特に必要な事業として総務省令で定めるもの及び地方財政法第五条ただし書の規定により起こす地方債以外の地方債のうち総務省令で定めるものに係る第二十八条第一項第一号若しくは第二号又は第二項の規定による資金の貸付けに係る利子をいう。以下この条及び次条において同じ。）の軽減に資するため、同法第三十二条の二の規定による納付金（以下この条において「納付金」という。）を積み立てるための基金（以下「地方公共団体健全化基金」という。）を設けなければならない。機構は、納付金の納付を受けたときは、これを地方公共団体健全化基金に充てなければならぬ。

3 地方公共団体健全化基金に係る経理については、総務省令で定めるところにより、一般的の経理と区分して整理しなければならない。

4 地方公共団体健全化基金に属する現金は、地方公共団体に対する資金の貸付けに充てるものとする。

5 地方公共団体健全化基金の運用により生ずる収益（以下この条及び次条において「基金運用益」という。）は、総務省令で定めるところにより、地方債の利子の軽減に要する費用に充てなければならない。この場合において、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお剰余があるときは、これを地方公共団体健全化基金に組み入れなければならない。

6 地方公共団体健全化基金は、取り崩してはならない。ただし、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足する場合において、前項の規定により組み入れられた額及びその不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として当該不足額をうめるときは、この限りでない。

(地方公共団体健全化基金の管理に関する事項)
第四十七条 機構は、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、地方公共団体健全化基金に係る収入及び支出の見込み並びに基金運用益による地方債の利子の軽減の方針を記載した書類を作成し、第三十四条第二項の規定による予算等の届出に併せて総務大臣に提出しなければならない。

2 機構は、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、地方公共団体健全化基金に係る収入に併せて総務大臣に提出しなければならない。

(会計規程)
第四十八条 機構は、業務の開始の際、会計に関する事項について規程を定め、これを総務大臣に併せて総務大臣に提出しなければならない。

第七章 雜則

(報告及び検査)
第五十条 総務大臣は、機構がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関する報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。(違法行為等の是正)

第五十一条 総務大臣は、機構又はその役員若しくは職員若しくは代表者会議の委員の行為がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、機構に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 機構は、前項の規定による総務大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行為の是正その他必要な措置を講ずることとともに、当該措置の内容を総務大臣に報告しなければならない。

(解散)
第五十二条 機構が解散する場合において、その財産をもつて債務を完済することができないとときは、定款で定めるところにより、当該債務を完済するために要する費用の全額を地方公共団体（機構から第二十八条第一項第一号又は第二号に掲げる業務による資金の融通のいづれをも

及び支出の実績並びに基金運用益による地方債の利子の軽減の状況を記載した書類を作成し、第三十六条第一項の規定による財務諸表の提出に併せて総務大臣に提出しなければならない。

第八章 好きも、同様とする。

第四十九条 この法律及びこの法律に基づく政令に規定するもののほか、機構の財務及び会計に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

第七章 雜則

(報告及び検査)
第五十条 総務大臣は、機構がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、機構に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関する報告をさせ、又はその職員に、機構の事務所に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。(違法行為等の是正)

第五十一条 総務大臣は、機構又はその役員若しくは職員若しくは代表者会議の委員の行為がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、機構に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 機構は、前項の規定による総務大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行為の是正その他必要な措置を講ずることとともに、当該措置の内容を総務大臣に報告しなければならない。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四十六条及び第四十七条並びに附則第二条（機構から第二十八条第一項第一号又は第二号に掲げる業務による資金の融通のいづれをも

受けたことがない地方公共団体を除く。）が負担するものとする。

2 この法律に規定するもののほか、機構の解散については、別に法律で定める。

第八章 好きも、同様とする。

第五十三条 第五十条第一項の規定による報告を定める場合は、別に法律で定める。

第五十四条 次の各号に該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

1 第五条第二項の規定に違反して登記をする場合に該当する。

2 第六条第一項の規定に違反して登記をする場合に該当する。

3 第十九条第三項、第二十二条第四項、第三十一条第一項、第三十四条第二項又は第四十八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

4 第二十八条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

5 第三十一条第三項、第三十四条第三項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

6 第三十六条第一項若しくは第三十四条第三項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

7 第三十六条第三項の規定に違反して、財務諸表の公告をせず、又は同項に規定する書類を提出したとき。

8 第四十五条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

9 第五十五条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第五十五条 第七条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(業務の特例)
第七条 機構は、第二十八条に規定する業務のほか、当分の間、株式会社日本政策金融公庫からの委託を受けて、地方公共団体の行う造林及び牧野の改良、造成又は復旧に必要な資金の貸付けに係る業務を行うことができる。

機構が前項に規定する業務を行ふ場合には、附則第二十六条の規定による廃止前の公営企業金融公庫法第二十九条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第十八条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第十九条第一項（監事の意見に係る部分に限る。）及び第二十条第一項（監事の意見に係る部分に限る。）に係る部分を除き、機構が從前の例により行うものとする。この場合において、附則第二十六条の規定による廃止前の公営企業金融公庫法第二十八条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律の規定の適用については、同法第三十一条中「毎事業年度の決算を翌年度の五月三十日」とあるのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度の決算を平成二十年十一月三十日」と、同法第二十条中「翌年度の十一月三十日」とあるのは「平成二十一年十一月三十日」とする。

4 平成二十九年度から平成三十七年度までにおける第五章の規定の適用については、第二十九条第一項第一号及び第二項中「第五項まで」とあるのは、「第五項まで若しくは第三十三条の八第一項」とする。

5 公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度は、同年九月三十日に終るものとする。

6 公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度に係る決算並びに損益計算書、貸借対照表及び

財産目録の作成等については、附則第二十六条の規定による廃止前の公営企業金融公庫法第二十九条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第十八条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）第十九条第一項（監事の意見に係る部分に限る。）及び第二十条第一項（監事の意見に係る部分に限る。）に係る部分を除き、機構が從前の例により行うものとする。この場合において、附則第二十六条の規定による廃止前の公営企業金融公庫法第二十八条の規定による公庫の予算及び決算に関する法律の規定の適用については、同法第三十一条中「毎事業年度の決算を翌年度の五月三十日」とあるのは「平成二十年四月一日に始まる事業年度の決算を平成二十年十一月三十日」と、同法第二十条中「翌年度の十一月三十日」とあるのは「平成二十一年十一月三十日」とする。

7 前項の場合において、公庫の平成二十年四月一日に始まる事業年度における損益計算上の利益金の処分については、第四項の規定に基づいて行うものとする。

8 第一項の規定により機構が公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、公庫が積み立てた債券借換損失引当金の金額及び第四項の積立金の金額を合計した金額（次項において「債券借換損失引当金等の金額」という。）に相当する金額のうち政令で定める金額は、第三十一条第一項の金利変動準備金として整理するものとする。

9 第一項の規定により機構が公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、公庫が積み立てた債券借換損失引当金等の金額を控除した金額は、附則第十三条第五項の公庫債権金利変動準備金として整理するものとする。

10 機構は、平成二十一年度から平成二十九年度までの間、第三十八条第一項の金利変動準備金に積み立てたため、政令で定めるところにより、前項の規定により公庫債権金利変動準備金として整理された金額に相当する金額を限度として公庫債権金利変動準備金を取り崩し、その取り崩した額に相当する金額を附則第十三条第三項に規定する管理勘定から同条第四項に規定する一般勘定に繰り入れるものとする。

11 第二項の規定により機構が公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、附則第二十六条の規定による廃止前の公営企業金融公庫法第二十九条第一項及び第二項において「外資受入法」という。）第二条第二項又は第三項の規定により機構が承継する債務について、附則第十六条の規定による廃止前の公営企業金融公庫法第二十九条第一項の規定により管理勘定から一般勘定に繰り入

法第二十八条の二第一項の公営企業健全化基金の金額に相当する金額（次項において「承継時基金額」という。）は、機構の公営企業健全化基金に充てるべきものとして地方財政法第三十二条の二の規定により地方公共団体から機構に對し納付されたものとする。

12 機構は、地方公共団体健全化基金に属する現金については、附則第十三条第四項の規定にかかるわらず、総務省令で定める条件により、承継時基金額の範囲内で、同項に規定する一般勘定から同条第三項に規定する管理勘定へ融通することができる。

13 第一項の規定により機構が公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、公庫が積み立てた利差補てん引当金の金額に相当する金額は、附則第十三条第八項の積立金として整理するものとする。

14 第一項の規定により公庫が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。（承継される財産の価額）

15 第十条 機構が公庫から承継する資産及び負債（次項において「承継財産」という。）の価額は、評価委員は、前項の規定による評価をしようとするときは、平成二十年十月一日現在における承継財産の時価を基準とするものとする。ただし、承継財産の種類、用途その他の事項を勘案して時価によることが適当ないと認めるときは、承継財産の時価によらないことができる。

16 第二項に規定するもののほか、評価委員その他評価に關係する事項は、政令で定める。

17 第二項に規定するもののほか、評価委員その他の評価に關係する事項は、政令で定める。

18 第二項に規定するもののほか、評価委員その他の評価に關係する事項は、政令で定める。

19 第二項に規定するもののほか、評価委員その他の評価に關係する事項は、政令で定める。

20 第二項に規定するもののほか、評価委員その他の評価に關係する事項は、政令で定める。

21 第二項に規定するもののほか、評価委員その他の評価に關係する事項は、政令で定める。

22 第二項に規定するもののほか、評価委員その他の評価に關係する事項は、政令で定める。

おいても、当該公営企業債券に係る債務について従前の条件により存続するものとし、当該保証契約に係る公営企業債券の利子及び償還差益に係る租税その他の公課については、なお従前の例による。

（非課税）

23 第二項の規定により機構が公庫の権利及び義務を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に對しては、不動産取得税又は自動車取得税を課することができない。

24 第二項の規定により機構が公庫の権利及び義務を承継する場合における当該承継に係る不動産又は自動車の取得に對しては、不動産取得税又は自動車取得税を課するまでの間、当該債権の回収が終了するまでの間、（権利及び義務の承継に伴う業務の特例等）

25 第二項の規定により機構が公庫債権管理業務（以下「公庫債権管理業務」という。）を行うものとする。

26 機構が公庫債権管理業務を行なう場合は、公庫債権管理業務を第二十八条に規定する業務とみなして、第五十四条第四号の規定を適用する。

27 機構は、公庫債権管理業務に係る經理にては、その他の經理と区分し、特別の勘定（以下「管理勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

28 機構は、第二十八条及び附則第七条に規定する業務並びに公庫債権管理業務を円滑に行なうものとする。

29 機構は、各事業年度において、附則第二十六条の規定による廃止前の公営企業金融公庫法第二十六条第一項又は第三項の規定により機構が承継する公営企業債券に係る債務について附則第二十六条の規定による廃止前の公営企業金融公庫法第二十六条第一項及び第二項の規定により公庫が発行した公営企業債券（当該公営企業債券の借換えのために発行した機構債券及び借換えのための長期借入金を含む。）の借換え（次項において「公営企業債券の借換え」という。）によって収益が生じたときは、その収益の額を総務省令・財務省令で定める額に達するまで公庫債権金利変動準備金として積み立てなければならぬ。

30 公庫債権金利変動準備金は、附則第九条第十項の規定により管理勘定から一般勘定に繰り入る場合又は公営企業債券の借換えにより生じ

地方公共団体による資本市場からの資金調達を補完することを旨として業務の重点化を図ることの重要性に留意しつつ、機構の自主的かつ一體的な経営を確立する観点から、機構の業務の在り方全般について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

前項の規定による検討を行うに当たっては、総務大臣は、都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長及び町村議会の議長の全国的連合組織の意見を聴かなければならぬ。

第二十一条 (公営企業金融公庫法の廃止)

前項の規定による廃止前の公営企業金融公庫法（以下この条及び次条において「旧公庫法」という。）第二十三条第一項又は第二項の規定により公庫が発行した公営企業債券（当該公営企業債券が旧公庫法第二十六条の二の規定に基づき信託された貸付債権により担保されているものを除く。）は、第四十条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第一項の規定による機構債券とみなす。

2 公庫の職員として在職した者については、旧公庫法第三十九条の規定は、なおその効力を有する。この場合は、同条第六項中「公庫は」とあるのは、「地方公共団体金融機構は」とする。

3 方債の利子（旧公庫法附則第十項の規定又は旧公庫法附則第十一項において準用する旧公庫法第十九条第二項の規定による資金の貸付けに係る利子を含む。次項において同じ。）は、第四十六条第一項に規定する地方債の利子とみなして、同条及び第四十七条の規定を適用する。

4 機構は、毎事業年度、前項の規定により第四十六条第一項に規定する地方債の利子とみなされた旧公庫法第二十八条の二第一項に規定する地方債の利子の軽減にする費用のうち総務省令で定めるところにより算定した額を一般勘定から管理勘定に繰り入れるものとする。

(処分 手続等に関する経過措置)

第二十二条 旧公庫法（第十一条を除く。）の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律の相当の規定によりした処分、手續その他行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十九条 附則第二十六条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前との例による。

(政令への委任)

第三十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 (平成二十二年三月三一日法律第一号) 抄
(施行期日)

附 則 (平成二十二年三月三一日法律第一号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第五条並びに附則第五条第三項から第六項まで及び第七条から第十五条までの規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(地方公営企業等金融機構法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 地方公営企業等金融機構は、第五条の規定の施行の日までに、必要な定款の変更をし、総務大臣の認可を受けるものとする。

2 前項の認可があつたときは、同項に規定する定款の変更は、第五条の規定の施行の日にその効力を生ずる。

3 第五条の規定の施行の際現にその名称中に地方公共団体金融機構という文字を用いている者については、同条の規定による改正後の地方公共団体金融機構法（次項において「新機構法」という。）第七条第二項の規定は、第五条の規定の施行後六月間は、適用しない。

4 第五条の規定による改正前の地方公営企業等金融機構法第四十条第一項の規定により地方公営企業等金融機構が発行した地方公営企業等金融機構債券は、新機構法の規定の適用については、新機構法第四十条第一項の規定による地方公共団体金融機構債券とみなす。

5 第五条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 前各項に規定するもののほか、第五条の規定の施行に關し必要な経過措置は、政令で定め

附 則 (平成二十八年三月三一日法律第一号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。